

家計急変世帯の 高校等の授業料を減免します！

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

対象について

○家計急変世帯とは・・・

県立高校に在学する保護者等で、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が生活保護基準の1.5倍以下(※)の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度
(お住まいの地域によって異なります。)

○授業料納付対象は？

- ・保護者等の市町村税の課税標準額(※)×6%－調整控除の額(※)が304,200円以上
※令和4年7月支給分以降については、就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日から4月1日までの間)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から33万円を控除する。

※指定都市(静岡市、浜松市等)は調整控除の額に3/4を乗じる
(収入の目安：910万円未満程度)

- ・生徒の在学期間が通算して36月(定時制48月)を超えている

→家計急変世帯と授業料納付対象いずれにも該当する方が減免対象となります。

申込について

- 保護者の方が、清水東高等学校事務室へ申し込みをしてください。

直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

※令和3年度授業料を納めていた、若しくは前年度の所得では授業料を納付することとなりそうな世帯が対象です。それ以外は高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込みをしてください。

令和4年度の高等学校等就学支援金の申し込みについては、7月頃に御案内予定です。(1年生は2回目の申請となります)

- 家計急変した時から申し込みが可能です。

問い合わせ先

清水東高等学校事務室(054-366-7030)